

市町村アセットマネジメント推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、公共施設等のアセットマネジメントを積極的に取り組む市町村を支援するため、市町村が行う、個別施設のアセットマネジメントの実践を通じ市町村の共通課題の解決モデルを作成する先導的な取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表のとおりとする。

(補助事業者)

第3条 前条に掲げる補助事業に係る補助事業者は、市町村とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除くものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

ただし、事業の性格上作成を要しないものについては、添付を要しない。

- (1) 見積書又はこれに代わる書類
- (2) 実施計画書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業内容の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業の実施計画を変更（第3項に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、速やかに次の各号の申請書を提出して、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額に変更を生じるとき 様式第3号
- (2) 補助金の額に変更を生じないとき 様式第4号

2 知事は、前項の承認を決定したときは、次の各号の様式の通知書を交付するものとする。

- (1) 補助金の額に変更があるとき 様式第5号
- (2) 補助金の額に変更がないとき 様式第6号

3 第1項の軽微な変更は、補助事業が次の各号のいずれかに該当する変更とする。ただし、補助事業の内容を大幅に変更しないものに限る。

(1) 補助対象経費の増減が20パーセント以内のもの（交付決定の額に変更を生じないときに限る。）

（補助事業の中止・廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに様式第7号の申請書を提出して、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第8号の通知書を交付するものとする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の進行の状況について知事の要求があった場合には、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第9条 規則第13条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止を含む。）後30日以内又は会計年度終了の日のいずれか早い期日とする。

3 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上作成を要しないものについては、この限りではない。

- (1) 個別施設計画又は広域連携による課題及び課題解決方法の提案
- (2) 補助事業に係る契約書の写し
- (3) 補助事業者の財務規則等に基づく検査調書の写し
- (4) 第5条の交付決定通知書の写し及び第6条第2項の通知書の写し
- (5) その他参考となる資料

（成果報告）

第10条 補助事業者は、県が設置する市町村アセットマネジメント推進会議及び同実践検討部会において、成果等を報告することとする。

2 補助事業者は、県内市町村のアセットマネジメントの推進に協力することとする。

（確定通知書の様式）

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知の様式は、様式第10号のとおりとする。

（請求書の提出）

第12条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の通知書を受領後、速やかに様式第11号の請求書を知事に提出するものとする。

（財産処分の制限）

第13条 規則第19条第2号の知事の定めるものは、取得価格が20万円以上のものとする。

- 2 規則第19条ただし書きの知事が定める期間は、事業完了後5年とする。
- 3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を受けようとする場合は、様式第12号の申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第13号の通知書を交付するものとする。

(書類の整備等)

- 第14条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

補助事業		要件	補助事業に ならない事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額 (※)
事業種目	内容				
1 集約化・複合化 モデル事業	(1) 施設評価、サービス評価の分析 を行う施設アセスメントの実施 (2) 集約化・複合化に向けた関係者 との合意形成（住民対話、ワー クショップの開催、普及啓発物の作 成 等） (3) (1) (2) を踏まえた個別施設計 画の策定	(1) 補助対象経費が 100 万 円以上であること。 (2) 関係者との合意形成の うち、住民対話、ワー クショップの開催を実 施すること。	国庫補助事業、他の県費 補助事業で対象経費が重 複する事業、その他この 要綱の趣旨に合致しない 事業	補助事業に要する経費で、補 助事業者の一般財源に係る 経費とする。ただし、次に掲 げる経費は補助対象経費に 含まない。 (1) 報償費（講師等の謝金を 除く。） (2) 旅費（講師等の費用弁償 を除く。） (3) 交際費 (4) 食糧費 (5) 燃料費、光熱水費等 (6) 経常的な維持管理等に係 る経費 (7) 用地取得費 (8) 施設等の整備、解体撤去 費 (9) 公租公課費 (10) その他、知事が不相当と 認める経費	(1) 補助率は補助対象経費 の 2 分の 1 以内とする。 (2) 補助限度額は 100 万円と する。
2 市町村域を超え た広域的マネジメン ト検討事業	(1) 協定による施設相互利用の利 用状況、提供サービス水準の分 析を行うアセスメントの実施 (2) 将来の人口を踏まえた施設再 配置、サービス水準の検討 (3) (1) (2) を踏まえた将来の機能 分化、集約化に向けた課題及び 課題解決方法の提案	(1) 補助対象経費が 100 万 円以上であること。			

※ 補助額は、千円未満は切り捨てるものとする
 補助限度額は、一会計年度における補助事業者の限度額とする

様式第1号（第4条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 交付申請書

平成 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 印

平成 年度の市町村アセットマネジメント推進補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の計画 別紙1のとおり

様式第2号（第5条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 交付決定通知書

平成 第 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付方法 精算払い

4 交付の条件

- (1) 補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること

様式第3号（第6条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 交付決定変更申請書

平成 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた
平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金に係る補助事業について、下記の
とおり交付決定の変更を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 変更交付申請額 金 円

（変更前交付決定額 金 円）

3 変更の内容

4 変更の理由

※ 様式第1号の別紙1を使用し、変更前を上段に、変更後を下段にして変更前と変更後がわかるように記載した資料を添付する。

様式第4号（第6条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 変更承認申請書

平成 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた
平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

※ 様式第1号の別紙1を使用し、変更前を上段に、変更後を下段にして変更前と変更後がわかるように記載した資料を添付する。

様式第5号（第6条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 交付決定変更通知書

平成 第 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金に係る補助事業について、平成 年 月 日付け 第 号の交付決定を下記のとおり変更します。

記

1 補助事業名

2 変更後交付決定額 金 円
(変更前交付決定額 金 円)

3 変更の内容

※ 変更の内容は、申請書のとおりであればその旨記載する。

様式第6号（第6条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 変更承認通知書

平成 第 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった平成
年度市町村アセットマネジメント推進補助金に係る補助事業について、下記のとおり変
更を承認します。

記

1 補助事業名

2 変更の内容

※ 変更の内容は、申請書のとおりであればその旨記載する。

様式第7号（第7条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 中止・廃止承認申請書

平成 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた
平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金に係る補助事業について、下記の
とおり中止・廃止したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 中止・廃止の理由

様式第8号（第7条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 中止・廃止承認通知書

平成 第 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金に係る下記の補助事業の中止・廃止について、承認します。

記

補助事業名

様式第9号（第9条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 実績報告書

平成 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金に係る補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助事業に要した経費の精算に関する事項
別紙1のとおり
- 4 成果報告書
別紙2のとおり

補助事業名	
成 果 物	別添のとおり
参 考 資 料	別添のとおり
実 施 体 制	
実 施 内 容 ・ 時 期	
<p>段階ごとの課題と課題解決に資する工夫点</p> <p>①施設アセスメント (実施に当たっての課題) 対象施設の選定など</p> <p>(実施内容、効果的・効率的に進めるための工夫点)</p> <p>②関係者との合意形成、施設再配置・サービス水準の検討 (実施に当たっての課題) 対象者の選定、説明のポイント、実施回数又は広域連携による最適配置の対象施設選定の考え方など</p> <p>(実施内容、効果的・効率的に進めるための工夫点)</p> <p>③個別施設計画の策定、広域連携による課題及び課題解決方法の提案 (実施に当たっての課題) 施設の対策内容の決定の考え方、庁内関係課との調整、議会等への説明</p> <p>(実施内容、効果的・効率的に進めるための工夫点)</p>	

様式第10号（第11条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 確定通知書

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった市町村アセットマネジメント推進補助金に係る補助事業は、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金交付確定額 金 円

様式第11号（第12条関係）

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金 交付請求書

平成 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定の通知を受けた平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付確定額 金 円

3 請求額 金 円

4 振込先

金融機関名

支店名

口座の種類 普通・当座 口座番号

名義

債権者コード

様式第12号（第13条関係）

市町村アセットマネジメント推進補助金 財産処分承認申請書

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 印

平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金で取得した財産を下記のとおり（目的外使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供）したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条に規定する承認を受けたく申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業の概要及び補助金額
- 3 処分する財産
- 4 処分方法及び処分後の措置
- 5 処分の理由

様式第13号（第13条関係）

市町村アセットマネジメント推進補助金 財産処分承認通知書

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度市町村アセットマネジメント推進補助金で取得した財産の処分について、承認します。

記

1 補助事業名

2 処分する財産

3 処分方法及び処分後の措置